

ちゅうせい



特別寄稿

公害調停のすすめ（その4）

—全体構想の一環として—

講演録

日本固有の制度としての公害等調整委員会への期待（前編）

ネットワーク

がんばっています

生活環境に関する苦情相談との向き合い方について

[福島県白河市]

環境行政における「公平・公正」な解決とは
～水質汚濁事故対応から学んだ行政の役割～

[佐賀県武雄市]



武雄市こども図書館

(写真提供：佐賀県武雄市)



武雄の流鏝馬

(写真提供：佐賀県武雄市)

Contents

2 特別寄稿

公害調停のすすめ(その4) —全体構想の一環として—

弁護士 (元公害等調整委員会委員)

つづき まさのり
都築 政則

9 【講演録】

日本固有の制度としての公害等調整委員会への期待(前編)

弁護士

その お たかし
園尾 隆司

19 公害苦情相談アドバイザー紹介

公害等調整委員会事務局

<ネットワーク>

20 がんばっています

生活環境に関する苦情相談との向き合い方について

福島県白河市市民生活部地域生活課生活衛生係主任主査

すずき としひろ
鈴木 俊広

環境行政における「公平・公正」な解決とは～水質汚濁事故 対応から学んだ行政の役割～

佐賀県武雄市まちづくり部生活環境課環境係長

はら こうじ
原 幸司



白河ラーメン

(写真提供：福島県白河市)



白河提灯まつり

(写真提供：福島県白河市)

24 公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局

27 公害等調整委員会の動き(令和8年1月～3月) 公害等調整委員会事務局 ※

33 都道府県公害審査会の動き(令和8年1月～3月) 公害等調整委員会事務局 ※

・「※」印の記事は転載自由です。

表紙の写真「こみねじょう小峰城」 <関連：20 ページ> (写真提供：福島県白河市)

奥州関門の名城と謳われた小峰城は、ゆうきちかとも結城親朝が興国・正平年間（1340～1369）に小峰ヶ岡に城を構えたのがはじまりで、寛永9年（1632）に江戸時代の初代藩主、丹羽長重が4年の歳月を費やして完成させた梯郭式の平山城です。

寛政の改革で知られる松平定信をはじめ、7家21代の大名が居城しましたが、慶応4年（1868）戊辰戦争白河口の戦いで落城。約120年の時を経て、平成3年（1991）に三重櫓、平成6年（1994）に前御門が江戸時代の「しらかわじょうおやぐらえ ず白河城御櫓絵図」に基づき木造で復元、本丸・二之丸を中心に都市公園として整備され、市のシンボルとして親しまれています。

平成22年（2010）8月5日に、その歴史的な重要性が評価され、国指定史跡となりました。

公害調停のすすめ（その4）

－全体構想の一環として－

弁護士 つづき 都築 まさのり 政則

（元公害等調整委員会委員）

1. はじめに

このシリーズでは、これまでに、まず審査会における調停の強みと特色について説明し、その点について審査会会長、委員ないしその候補者と事務局担当者との間で認識を共有することの重要性を説明した（その2）。その上で、騒

音事件を例に挙げて具体的な調停成立のためのノウハウを説明した（その3）。今回は、前回に引き続き、特に低周波音に焦点をあてて調停成立のためのノウハウを説明することとした。

2 低周波音の定義と苦情の内容

旧環境庁の「低周波音の測定方法に関するマニュアル¹」（平成12年10月）において、1/3オクターブバンドの中心周波数で1～80Hzの範囲を低周波音と定義したことから、100Hz以下の音を低周波音と呼ぶことが多い。

この低周波音についての苦情は、建具等が振動するなどの物的苦情と心理的、生理的な心身に係る苦情に分けられるとされてきたが、物的苦情については対策方法が解明され、近年減少しているのに対し、心身に関する苦情が多く占めるようになってきているとされる。そして、心理的苦情とは、低周波音を感じよく眠れない、気分がいらいらするといった苦情であり、生理的苦情とは、頭痛や耳鳴りがする、吐き気がする、胸や腹に圧迫感を感じるといった苦情である。以下の検討は、この心身に関する苦情を訴えていることを想定しての記述となる。

低周波音の発生源としては、送風機、ボイラー、大型換気扇、クーリングタワー、ディーゼル機関などがあるとされ、近年、風力発電機施設や、家庭用ヒートポンプユニット（エコキュート）が苦情の対象とされることがある。

低周波音も騒音の場合と同様に、距離減衰はあるが、地表面吸収や空気吸収による超過減衰は騒音に比べて極めて小さいとされ、家屋内外音圧レベル差は、木造家屋であっても、63Hz付近では11dB程度あるのに対し、6.3Hz以下の



¹（参考）環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/air/teishuha/manual/>



周波数域ではほとんど0 dB に近いとされる。

このような低周波音の性質の一部を強調して、かなり離れた施設を含む特定の設備を発生源として心身の苦情を訴えるケースもある。

3 測定結果を得ることの困難性

これまで調停では測定結果に基づき調停委員会が合理的と考える解決案を腹案として持って調停を進めるべきであるとの見解を述べてきたが、低周波音の事案については騒音の事案より困難な問題が複数ある。

まず測定結果を得ること自体に困難を伴う。低周波音の場合は、規制基準などの法的規制がなく、規制部局では十分対応できないとされること、測定機器が高価であること、市区町村担当者の低周波音についての知識・情報が十分ではなく、測定方法を把握していないことが挙げられる。県によっては、環境科学センター（名称は様々）といった研究機関によって測定が行われることがあるが、少数にとどまっている。審査会の調停委員の中に専門知識を有する者がいる場合に、その調停委員が自ら測定を行った場合もある。県内部の環境部局において協力を行って測定をする態勢を確保することが必要であると解される。

測定が困難な場合であっても、調停委員会において実際に発生源であると主張されている機器から発せられる音を聞いた上、低周波音の可能性がある場合は、その機器の ON/OFF を行って申請人が苦情を訴える場所で聴きとれているか否かを確認してみるのが有効ではないかと考えている。すなわち、公調委では専門委員の指導の下に低周波音を測定し周波数分

（以上の記述のうち、科学的知見に関する部分は、環境省の「低周波音対策検討調査」（中間とりまとめ）²平成 15 年 3 月）

析を行うが、事案によってはすべての周波数で後に述べる参照値や感覚閾値を下回っている場合もあり、そのような測定結果の場合には、体感調査でも当該機器の ON/OFF と関連しないため、申請人が訴える苦痛の原因が当該機器とは認められない。そのため、審査会の調停委員会において測定結果が得られない場合でも、体感調査を行って ON/OFF と関連関係が認められないのであれば、申請人が訴える苦痛の原因は当該機器ではないことを前提に調停案を考えることができると考えられる。

他方で、ON/OFF を申請人が聴きとっている場合は、測定結果も、特定の周波数で後に述べる感覚閾値を超えている可能性があることを前提に検討を進めることとなる。



²（参考）環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/content/900405763.pdf>



4 参照値と感覚閾値

次に、ON/OFF を伴う体感調査で相関関係が認められた場合でも、低周波音の場合は、騒音で述べたような規制基準といった基準が存在しないことも調停を進める上で困難な問題となっている。

環境省の低周波音問題対応のための「評価指針」³では、G 特性音圧レベル 92 dB 以上であれば、20Hz 以下の超低周波音による苦情の可

能性が考えられるとし、また、1/3 オクターブバンドの音圧レベルを次表の音圧レベル（参照値）と比較し、参照値以上であれば低周波音による苦情の可能性が考えられるとしている（なお、測定は、問題となっている部屋の問題となっている位置で、窓を閉めた状態で測定するとされている。）。

低周波音による心身に係る苦情に関する参照値

1/3 オクターブバンド 中心 周波数(Hz)	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80
1/3 オクターブバンド 音圧 レベル(dB)	92	88	83	76	70	64	57	52	47	41

G特性音圧レベルが 92 dB 以上という事案を私は経験していないが、1/3 オクターブバンドの音圧レベルが参照値を超える事案は時々みかける。その場合は、申請人が訴える苦情の原因が低周波音である可能性のあることを前提に検討を進めることになる。発生源として主張されている機器等が真に原因かという問題については、その機器が発生させている低周波音の卓越周波数と申請人宅で測定された低周波音の卓越周波数が一致するかとか、周辺の複数個所を測定して低周波音が到達する方向性を検討するなどするとともに（低周波音でも一定の距離減衰があることは前記のとおり）、前記の ON/OFF を伴う体感調査も合わせて検討

して推測する。

問題は、測定結果が参照値を超えない場合である。評価指針では、参照値は、規制基準や要請限度とは異なるとし、評価指針の解説では、低周波音に関する感覚については個人差が大きいとも指摘している。ただ、1/3 オクターブバンド音圧レベルが全ての周波数で参照値より小さい場合は、低周波音が原因である可能性は低いとされている。

また、国際規格 ISO389-7 では、感覚閾値を次のとおりとしている（ISO389-7:2019 の 2 ページから 3 ページ。なお、160Hz から 18000Hz の引用を省略している。）。

³ （参考）環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/content/900405760.pdf>



1/3 オクターブバンド' 中心周波数(Hz)	20	25	31.5	40	50	63	80	100	125
感覚閾値(dB)	78.1	68.7	59.5	51.1	44.0	37.5	31.5	26.5	22.1

人の感覚特性に配慮して、参照値を下回ったからといって、直ちに低周波音が原因ではないと断定することは避けるべきであるが、この感覚閾値をも下回る場合には、更に低周波音が原因とは考えにくくなる。申請人には、そのような検査結果を示して、前回（その3）で説明した被申請人任意対応又は現状維持を内容とする調停案を説得することになる。

なお、感覚閾値の表に示された中心周波数が100Hz以上の場合、環境省の定義では低周波音に属しないが、評価指針では、中心周波数80Hzまでの検討で、参照値未満の場合、100Hz以上の騒音や地盤振動などについても調査を行い総合的に検討するとされている。仮に、体感調査でON/OFFと相関関係があるが、測定結果がいずれも参照値未満のため評価指針のいう100Hz以上の騒音の調査を行い、感覚閾値を超えることが認められた場合は、申請人がこ

の音を聴きとっていることを前提に検討を進めることになる。100Hz以下を低周波音と呼ぶことが多いことは前記のとおりであるが、心身に及ぼす影響が100Hzを境に明確に異なるとの知見があるわけでもないので、評価指針に従い、100Hz以上についても総合的に検討することが必要である。

なお、中心周波数125Hzまでの音について、感覚閾値を下回っていても、それにある程度近ければ、苦情の原因となり心身への影響があるとの見解や、低レベルの曝露でも長年続くことで心身への影響が認められるとの見解が主張されることがある。しかし、これらの主張の裏付けを確認できてはいないし、少なくとも環境省の「低周波音問題対応の手引書（平成16年6月）⁴」等で採用された一般的な見解であるとはいえない。そのため、これらの見解を前提にして調停を進めるのは無理であると考える。

5 受忍限度を超えるか否かの判断

以上の検討は、申請人が低周波音と解される音を聴きとってそれが苦情の原因と認められるか否かという点に焦点を当てて検討してきたが、受忍限度との関係を次に検討する。

ON/OFFを伴う体感調査に相関関係が認められず、申請人が主張する音源からの音を聴き

とっているとは認められない場合は、当該音源は苦情の原因とはいえないことから、受忍限度を超えるものとして被申請人に対し何らかの対応を求めるということもできない。この場合は、前述のとおり、申請人にそのことを指摘して、被申請人任意対応又は現状維持を内容とす

⁴（参考）環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/air/teishuha/tebiki/index.html>



る調停を試みるほかないことになる。私の公調委における経験からすると、このような方法で調停に至る事案も相当程度あると考えられる。他方、ON/OFFを伴う体感調査に相関関係が認められ、申請人が低周波音を聴きとっている可能性のあることが確認される場合でも、それが直ちに苦情の原因であるとか、受忍限度を超えるという評価をすることができるとはいえない。この場合は、当事者双方に、申請人は聴きとっている可能性のあることを示した上、これが苦情の原因か、受忍限度を超えるかを判断するために測定を行って参照値との比較等の検討が必要であるとの説明を行うことになる。そして、調停委員会として、測定値をどのように得るかを検討すべきことになる。

仮に、種々の制約からどうしても測定値を得ることができない（現在は多くの審査会で測定値を得られていないようである。）となると、当該音源からの低周波音は、感覚閾値を超え申請人が聴きとっている可能性のあることは認められるものの、参照値等との比較ができないこととなる。この状態をどう判断するかは難しい問題である。



そのような場合は、参照値等との比較ができず、苦情の原因であることも受忍限度を超えていることも確認できないとして、被申請人任意対応の調停しか試みることができないとの立場が合理的とも解される。

しかし、そのような場合であっても、調停委員会の行った現地の調査の結果、申請人が訴える心身の苦情の内容、申請人提出の診断書の内容等、調停委員会の得られる当該事案に関する情報を総合し、調停委員会の判断により、受忍限度を超えることを前提に、被申請人要対応の調停案を合理的とする余地もあるのではないかと思われる（いずれにしても、根拠もなく互譲を求めるのでなく、調停委員会としての心証に基づく合理的な根拠が必要である。）。

仮に、低周波音の測定ができ、周波数分析も行なって、被申請人の特定の音源からの低周波音が申請人宅に到達していると認められ、かつ参照値を超えることも確認されると、当該低周波音が苦情の原因である可能性が認められ、低周波音による被害の程度のほか、地域環境、被害防止措置の有無、内容等によるが、受忍限度を超えているとの判断に至ることが多いと解される。この場合には、被申請人要対応の調停を進めることになる。

なお、体感調査で ON/OFF と相関関係が認められるが、測定結果がいずれも参照値未満で、前述の評価指針のいう 100Hz 以上の騒音の調査を行い、感覚閾値を超えることが確認できた場合は、参照値は存在しないものの、評価指針に従い、それが何 Hz でどの程度感覚閾値を超えているのかを含めて総合的に検討し、受忍限度の判断をすることが必要となる。

6 受忍限度を超える場合の低減対策

低周波音の場合、被申請人要対応の具体的な調停案の検討も困難を伴う。低周波音は波長が長いので、伝搬経路対策や受音点対策は、通常の方法ではその効果があまり期待できないとされるからである。環境省の「低周波音問題対応の手引書」の参考資料には、音源対策としての防止技術も紹介されているが、具体的な調停案を検討する上で、一定の効果を期待できる案は、調停委員の専門知見を活用したり、県内部の環境部局に協力を求めたり、専門業者に依頼するなどして検討することになる。業者に依頼する場合は費用がかかる上、専門業者でも効果が保証できないとして対策工事を請けることに難色を示す場合があるのが実情である。

7 さいごに

低周波音については、困難を伴う部分が多く、調停をまとめるのは容易ではない。申請人が心身の苦情を訴える場合、原因がよく分からないことに伴う不安感が強いことに配慮し、測定結果が低い場合でも、体感調査も相関関係が認められなかったことなどをていねいに説明し、被申請人任意対応又は現状維持を内容とする調停案でもメリットのあることを理解してもらうよう努めることになる。他方で、測定結果が参照値を超え、受忍限度を超えていると認めら

そのため、例えば、被申請人において窓や壁に一定の遮音工事を行う旨の条項を設けた場合でも、その工事を行ってもなお低周波音が継続する場合は、引き続き、被申請人において対策の検討を約束するなど、一定のフォローアップを継続する内容の条項とすることも考えられる。もっとも、被申請人側からすると紛争の全面的解決とならないことから、抵抗感もあるところであり、むしろ一定の解決金を支払い、その中で申請人において必要と考える対策等を行うという形での解決を望む場合もあるであろう。その場合は、調停委員会としても、その方向での解決を試みてもよいものと解する。

れる場合には、低減対策について被申請人に検討するよう促し、調停委員会としても提案できないか検討することになる。低減策には通常相当額の費用がかかるが、被申請人には対応するよう説得を継続することが必要である。どちらにせよ、調停を成立させるためには、当事者が納得するための時間がある程度必要である。審査会の調停委員会には、その強みと特色を活かした粘り強い説得を期待したい。



【参考】

本記事内で紹介している環境省のホームページ及び過去の機関誌「ちょうせい」に掲載されている『公害調停のすすめ』（その1～その3）の記事については、以下の URL をご参照ください。

○環境省ホームページ「低周波音について」

<https://www.env.go.jp/air/teishuha/>



○機関誌「ちょうせい」第118号（令和6年8月）

公害調停のすすめ – 規制基準と調停の関係について –

https://www.soumu.go.jp/main_content/000965907.pdf

※当該記事が『公害調停のすすめ（その1）』



○機関誌「ちょうせい」第123号（令和7年11月）

公害調停のすすめ（その2） – 全体構想の一環として –

https://www.soumu.go.jp/main_content/001042319.pdf



○機関誌「ちょうせい」第124号（令和8年2月）

公害調停のすすめ（その3） – 全体構想の一環として –

https://www.soumu.go.jp/main_content/001057204.pdf



都築弁護士による「公害調停のすすめ」については今号のその4で最終回となります。

【講演録】

日本固有の制度としての公害等調整委員会への期待 (前編)

そのお たかし
弁護士 園尾 隆司

そのお たかし
園尾 隆司

平成 26 年 東京高等裁判所
長官代行判事 退官
平成 26 年 弁護士登録(東京弁護士会)
平成 26 年～ 西村あさひ法律事務所
オブカウンスル
(令和8年～ アドバイザー)
令和 3 年 瑞宝重光章を受章
令和 8 年 飯沼総合法律事務所入所



はじめに

弁護士の園尾です。今日はスキー帽を被って出てきましたが、これは昨日からの雪で^{あっぴ}安比高原の雪質がよくなったから講演後にスキーに出かけようというわけではありません。実は、昨年末の雨の日に地下鉄踊り場で滑って後頭部を打ちました。年末で所属事務所を替わるため両手に荷物を持っていたのが災いしました。「腹に一物(いちもつ) 手に荷物(にもつ)」という状態でした(笑)。そのときは何ともなかったのですが、1月28日早朝、手足が動かなくなり、救急搬送されて慶應義塾大学病院で頭蓋骨切開・硬膜下血腫排出用ドレーン挿入手術を受け、5日後の一昨日2月1日に本講演のた

めに退院しました。まだ療養中のため、保護帽を被っています。座って話すと声に張りがなくなりますので立ってお話しますが、脳を保護するため、なるべく小さい声でお話します(笑)。



1 公害等調整委員会の原因裁定申立事件での経験

(1) 私と公害等調整委員会との接点

私は、東京高裁で裁判長をしているときに、公害等調整委員会の審査官を経験した陪席裁判官がいて、その裁判官から公害等調整委員会の話をよく聞きました。退官後弁護士になってから今まで11年間のうちに、原因裁定の申立てをした経験が1件、県公害審査会に調停の申立てをした経験が1件、府の公害審査会に調停申立てを受けた企業の代理人になった経験が1件あります。これらの経験に基づいて、お話したいと思います。

(2) 県公害審査会への公害調停申立てが不受理で終了

産廃業者は、クレーン車に吊り下げた大型磁石で鉄の廃材を釣り上げ、大型トラックの荷台に落下させて積み込む作業をします。そのときの騒音は、まさに轟音です。その作業をしているときは、隣地の会社の5階にある会議室で会議もできないぐらいの騒音になります。廃材を積み込む作業をしている場所は、会社ビル外壁と産廃業者敷地との間の細長い土地で、産廃業者が破産管財人から買ったものです。破産事件を早く処理したい管財人が地形の悪いその土地を隣地の産廃業者に売り払ったものでした。産廃業者は、その土地に大型トラックを止めて廃材積み込み作業を始めたのです。隣地の会社では、その騒音を何とかしてほしいということで、まずは県の公害の審査会に公害調停の申立てをしたのですが、その地域が準工業地域であったこと、産廃業者と隣地の大型企業本社との紛争であること等から、調停成立の見込みがないとして、受け付けてももらえませんでした。

(3) 公害等調整委員会に原因裁定の申立てをするまでの顛末

騒音問題の持って行き場がなくなった会社から、どうしたらよいかと改めて相談がありました。個別企業間の騒音被害の問題ですから、公害等調整委員会に調停の申立てをしても、重大事件・広域処理事件・県際事件のいずれにも該当しないので、県の公害審査会に行くように言われるはずですが、公害等調整委員会に担当してもらうには、原因裁定又は責任裁定の申立てをするほかありません。しかし、原因は明らかですから原因裁定には馴染まない。お金がほしいわけではないから責任裁定の申立ても適当でない。そこで、当事者間で話し合いを続けてみようということで、相手方にこちらから金額を示しての解決案を提示しました。不動産業者の意見に基づき、その産廃業者が他に移転し得る適地を見つけ、検討用資料も付けて、土地購入代金プラス移転費用を合わせて10億円支払うという提案をしたのです。ところが、産廃業者はその金額では移転に応じないということで話し合いは決裂しました。

これでは話し合いは無理なので、公害等調整委員会で審査官を経験した元陪席裁判官に相談しました。「実際には調停を申し立てて話し合いをしたいのだけれど、公害等調整委員会に調停申立てをすると、管轄する都道府県に行きな



さいと言われてしまう。原因は明らかだけど原因裁定の申立てをしてよいだろうか」と訊くと、「よい方法です」と言うのです。優秀な元陪席がそういうので、勇気を出して原因裁定の申立てをしました。そうしたら、何と受け付けられたのです。これにはみんな喜びました。もっとも、受け付けられてよかったと言っても、どういう解決になるかは誰にも見通せませんでした。

(4) 公害等調整委員会での審理から調停成立まで

審理を担当する裁定委員会が定められて審理が始まると、期日に双方の事情聴取がなされ、その後、当方が提案した移転案についての検討に入ってくださいました。期日を重ねて意見交換がされた後に、紛争地である名古屋まで裁定委員会と事務局の方々が出張してきてくださり、騒音の現場の見分の後、当方が提示する移転先候補地を見分してくださいました。しかし、相手方はいろいろ難点を上げて提案の受諾を拒否しました。そこで当方では、次の期日までに第2の代替地を選定し、近隣環境等も調査した上で、裁定委員会と相手方に第2次移転案を提示しました。裁定委員会では、意見聴取の上、再度、提案の移転候補地に赴く決定をしていただき、期日調整の上、再度、現地を見分していただきました。しかし、相手方は、この案にも難点を挙げて移転を拒否しました。その間に1年が経過しました。

そのため、裁定委員会は、調停手続を中止し、原因裁定の手続を進めることを宣言し、工場のある現場に専門家委員である大学教授を同行し、その助言を得て、騒音測定のために複数場所に機器を設置しました。その1か月余の後に、

機器のデータの回収等のために再度の出張をしていただきました。データの分析検討の期間を経た後、改めて開かれた期日において、調停案の受諾の勧告（公害紛争処理法 34 条）に進む方針を告げられました。当方では、騒音をいくらかでも軽減するため、今ある鉄製の塀の上に騒音防止のために高さ2メートル程度の防音板を付けることを調停案の勧告に加えていただく提案をしました。これに対して相手方も「付けるよう検討します」と回答しましたが、次の期日に、「それでは費用が高すぎるので70センチのものにしたい」と回答してきました。それだと単なる飾りになる可能性が高いのですが、ご尽力いただいている裁定委員会の措置にお任せしました。裁定委員会では、70センチの防音板設置を承認し、条項を加え、不履行があれば市の指導を受けた場合はこれに従うとの条項も加えて調停条項を定め、これを当事者双方に送達しました。この調停条項が異議なく確定し、調停成立とみなされて事件が終了しました。

(5) 調停成立後の履行状況

欧米風に言うと、そのような調停条項で騒音が軽減されるとは考えられないのですが、実際の展開は全く日本風で、驚くべき結果となりました。出された調停条項には、この条項に違反があれば、市が介入する等の履行担保条項を入れて産廃業者を牽制しています。しかし、その牽制が効いた結果というよりも、調停が成立して終わったということ自体によって、相手方の態度がガラッと変わったのです。どう変わったかということ、騒音が出る作業をするときには事前に、「いついつ騒音が出ます」と言ってくる。「その時に大事な会議がある」と言うと、その

【講演録】

時には騒音のある作業を延期するか、あるいは自分たちの持っている工場の奥の作業に変えるとかをやってくれるようになりました。

もし調停条項が守られないとしても、実際には調停条項に基づいて強制執行をすることは困難です。しかし、公害等調整委員会が仲介して調停が成立することによって、当事者の態度がガラッと違ってくるのです。私はその後、その会社にときどき出張して立ち寄っていますが、様子を訊くと、「あれから良く変わりました。あの申立てをして本当によかったです」と言われます。産廃業者のほうも、お隣りさんとの良い関係が戻ったということで喜んでくれていると思います。これまでもコロナの集団接種など

でお隣り同士協力してきましたから、その関係が戻ったことを皆がうれしく思っていると思います。日本でなければ考えられない解決だと思えます。代理人としてもうれしい経験でした。



2 府の公害審査会の調停事件での経験

先の県公害審査会の経験では、騒音公害紛争の調停申立てが受理されなかったのですが、県公害審査会の措置にも一理あるとは思いました。しかし、準工業地域であるその現場に行ってみると、周りにマンションが建て込んできており、その住民が多額の費用を負担して騒音を低減するための申立てをすることは困難です。そう考えると、なかなか難しい問題です。

その後、別件で、府の公害審査会において、それとはまったく違った経験をしました。府の公害審査会に申し立てられた騒音・振動等公害調停の相手方代理人として、私も審理に参加しました。申立人の主張と証拠では、裁判所に申し立てても請求を成り立たせるのが難しい事案であることは、関係者がほぼ見通せるのですが、府の公害審査会では、法的議論はさて置いて、当事者それぞれの事情を熱心に聴取して、当事者が感じる真の難点と譲れる範囲はどこなのかについて、公害審査会のコメントも加え

つつ、熱心に和解に向けた協議を主催されました。当初は、双方当事者から見て和解は難しいだろうと思われたのですが、何度か期日を重ねていくうちに、双方当事者に公害審査会の調停委員長の言葉が徐々に心に響く現象が起り、1年半の調整の後に、一定の金銭を支払い、公害審査会の進めるいくつかのことを努力することを盛り込む調停が成立しました。公害審査会が定める損害賠償金は、多額とはいええない金額ですが、申立人は、その和解金で家屋に防音工事をするにより自らを納得させることができ、被申立人は、従業員が近隣関係で困惑させられることがなくなるということで、双方が納得した解決になりました。法律では処断し切れないものの、双方の関係を改善するため、一定の時間がかかっても意見の調整をする価値がある事件があるということを認識する貴重な経験になりました。

3 公害等調整委員会の審理の特徴

(1) 職権証拠調べの実施

公害等調整委員会においては、当事者が申請した証拠を対比するだけではなく、当該事件に相応しい委員で裁定委員会を構成し、必要に応じて専門委員も審理に加えて、専門的見地に基づいて審理を進めます。当事者の提出した主張と証拠に基づいてそのいずれが正当かを判断する司法上の原則とは違った仕組みを持っています。司法上の原則は、欧米諸国の審理の原則に倣って、判断者が白紙の状態当事者双方の主張を聴き、虚心に当事者双方の提出する証拠を見て、どちらの主張が優勢かを判断することです。公害等調整委員会は、これとは違って、真実発見を優先する仕組みをとっていることになります。

(2) 出張調査の利用

公害等調整委員会は、裁定委員会と事務局が紛争の現場に赴いて双方当事者の説明を聴いたり、専門委員を同行して現地を見分した上で専門的意見を求めたりします。私が所属していた裁判所でも、かつては出張しての見分を多用していましたが、現在は、出張しての見分をすることは極めてまれになっています。現地に行く前には、わかっていると思っても、現地に行ってみると、実情がよく理解できて、それまでの理解が不十分だったと認識することが、私の経験でもしばしばでした。しかし、最近では、裁判所が自ら紛争の現場に足を運ぶことは極めてまれになっています。その意味で、公害等調整委員会の姿勢は、現在司法にはあまり見られない貴重なものになっています。

(3) 手続上重要な費用の国庫負担

公害等調整委員会は、費用負担についても、司法の原則を遥かに超える仕組みを持っています。公害等調整委員会の手続について規定する公害紛争処理法においては、「あつせん、調停、仲裁、責任裁定、原因裁定又は証拠保全の手続に要する費用は、政令で定めるものを除き、各当事者又は証拠保全の申立てをした者が負担する」と定められています(44条1項)。これは費用の当事者負担を定めるもので、司法の規定と変わりがありません。ところが、その例外を定める政令において、手続上重要な費用の国庫負担が定められているのです。呼出・送達・出頭・出張・鑑定は国庫負担とされています(公害紛争処理法施行令17条)。特に、当事者にとって負担感が大きい「出頭・出張・鑑定」が国庫負担とされているのは、大変思い切った規定です。司法手続では、それは一切認められていません。公害等調整委員会にはそれがなぜ許されるのかというと、公害等調整委員会が本来的に被害を訴える者を救済しようという思想を持っているからです。その重要な観点を法律で規定せず、施行令で規定するところが公害等調整委員会を創設した者の賢明なところだと思います。司法関係者のような固い頭では到底思いつかない技法です(笑)。

司法の判断に被害者救済という判断基準はありません。司法は、あくまで双方当事者の言い分の当否を公平無私立場から判断するものです。これは司法判断の大原則です。しかし、公害等調整委員会は、被害者救済の視点を持っています。公害等調整委員会が公害紛争の調整に当たる対象には、大気汚染、水質汚濁、航空

機騒音のように被害の外縁が明瞭に区切れなかったり、放置すれば生命が脅かされたり、身体・精神に甚大な障害が生じたりする可能性が高いものがあり、公益の観点から、被害を食い止め、被害を救済するという役割を担っているからです。それがゆえに、公害等調整委員会には、司法の範囲を超える役割が与えられているといえます。ADR 機関に対して、これほど自在に行動する権限を与え、費用の手当もしている例は、世界に類例がありません。

（４）判断者自らが和解を主催

我が国では、伝統的に、裁判官が職権で和解勧告をした上、自らが和解を主催するのが原則です。公害等調整委員会もわが国の裁判所と同じ仕組みを持っており、原因裁定・責任裁定をする場合にも、裁定委員会が自ら調停を主催するものとされ、職権性の強い手続となっています。これに対して欧米諸国では、判断を担当する者が自ら和解を主催することは、一般に不公正であると考えられています。和解の場で得た非公式な知識を判断に使うのを排除して公正さを確保するためです。

（５）個別面接

これに加えて、和解勧告をして和解の調整をする場合に、個別面接による意見聴取が行われています。そのことに違和感を持つ人は、わが国にはあまりいません。私の裁判官としての経験でも、調停・和解の場では、原則として、当事者から個別、かつ、交互に意見を聞いていました。これに対して欧米諸国では、個別の場で判断者が知識を得ることは、公正な判断の障害になるということで、相手方から書面で明示の同意がない限り許されないのが原則です。

（６）三層構造

公害等調整委員会には、その下に２層の機関があります。公害等調整委員会は、中央機関として、あっせん、調停、仲裁、裁定を取り扱います。全国各地には都道府県公害審査会があり、ここでは公害調停を取り扱います。ただし、重大事件・広域処理事件・県際事件は公害等調整委員会が取り扱います。また、市町村等では公害苦情相談が実施されます。このような３層構造により、全体として公害問題を取り扱う体制をとっています。

（７）公正解決の目標

公害等調整委員会が行うあっせんについて、公害紛争処理法は次のように規定しています。「あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が公正に解決されるよう努めなければならない」（公害紛争処理法 29 条）。この規律は、調停や裁定の手続も支配しています。その意味するところは、「当事者双方の主張の要点を把握した上で、その主張に縛られて判断するのではなく、事件の公正な解決の観点から解決策を追求しなければならない」とするものです。これは司法判断の範囲を超える指針です。司法の判断には、当事者の申立てを全部認めるか、一部認めるか、全部を排斥するかの３つの選択肢しかありません。ところが、公害等調整委員会は、双方の主張の要点を把握した上で、次に行うべき責務は、「事件が公正な解決の観点から解決するよう努める」ことなのです。

4 江戸奉行所裁判との類似性

(1) 江戸奉行所の裁判体制

今の公害等調整委員会の制度を、虚心に我が国の歴史と照らし合わせてみると、江戸時代に形成された奉行所裁判の制度と非常によく似た仕組みだと感じます。明治政府は、江戸幕府が反革命勢力であったため、帝国大学教育を統制し、明治の進んだ仕組みはすべて明治政府の指揮の下、欧米諸国に倣って構築したとか、江戸時代はすべてが武断的で野卑であったとの思想を展開しました。しかし、実像は必ずしもそうではありませんでした。特に江戸時代の奉行所制度では、公正な裁判を行う仕組みが整えられていました。

江戸奉行所裁判の制度設計について要点をかいつまんでご説明しますと、重要な裁判を担当する江戸・大坂・京には相互牽制の役割を担う2つの奉行所を置きました。民事裁判は、訴えた月が奇数月か偶数月かにより所管奉行所を異にしました。また、奉行が一定程度以上の裁判を行うには、全件上級機関である評定所（将軍代理及び江戸3奉行所奉行で構成される合議体）の裁許を得なければならないものとされ、佐渡奉行所や長崎奉行所からも裁許を求めるため早駕籠で江戸の評定所に参内させるなどの仕組みを整えていました。江戸時代260年間には、庶民から信頼を集める奉行が多数生まれ、江戸の裁判の原則は、その後のわが国の裁判に影響を与えました。アジア地域では珍しく、裁判官に賄賂がないと国民に信じられているのも江戸時代の奉行の評価のゆえです。その奉行所の体制と公害等調整委員会の体制と大変よく似ているのです。

(2) 江戸奉行所裁判の原則と公害等調整委員会の審理手続

ア 職証拠調べの実施

公害等調整委員会においては、当事者が申請した証拠を対比するだけではなく、専門委員を審理に加えて、専門的見地からの意見を求めたりします。当事者の提出した証拠に基づいてその主張の当否を判断するという司法上の原則とは違った仕組みを持っています。江戸奉行所裁判においても、奉行所は、当事者が提出する証拠ばかりでなく、自らが与力・同心・目明し等の配下の機関を用いて職権で証拠を調べ、それを重要な証拠に加えて裁判を行っていました。

イ 出張調査の積極利用

公害等調整委員会は、裁定委員会と事務局が紛争の現場に赴いて双方当事者の説明を聴いたり、専門委員を同行して現地を見分した上で専門的意見を求めたりします。江戸奉行所においても、証拠収集のために、与力・同心・目明し等を事件の現場に派遣して証拠を収集し、それを証拠に加えて裁判をしていました。

ウ 費用の国庫負担

公害等調整委員会の審理においては、呼出・送達・出頭・出張・鑑定は国庫負担として、審理に重要な手続は国費で実施するものとしています。江戸奉行所裁判においては、職権調査は、奉行所が扶持米を支給する与力・同心・目明し等によって行われていました。



エ 判断者自らが和解を主催

我が国では、伝統的に、裁判官が職権で和解勧告をした上、自らが和解を主催するのが原則です。公害等調整委員会も我が国の裁判所と同じ仕組みを持っており、原因裁定・責任裁定をする場合にも、裁定委員会が自ら和解を主催する職権性の強い手続となっています。江戸奉行所においても、奉行又は与力が職権で和解勧告をした上、自らが和解を主導するのが原則でした。

オ 個別面接

和解勧告をして和解の調整をする場合に、司法でも公害等調整委員会でも、個別面接による意見聴取が行われています。江戸時代の奉行所裁判においても、当事者間の調停に当たる村役人・町役人は、当事者から個別に意見聴取するのが原則でした。

カ 三層構造

江戸奉行所の裁判は、一定以上の重要度のものは、奉行が判決を下す前に、上級機関である評定所の裁許を得なければなりません。それに加えて、特に重大な事件、広域にわたる事件、藩相互の事件は、評定所が直接審理しました。評定所は、将軍代理と江戸3奉行所の奉行で構成される合議機関でした。公害等調整委員会においても、全国各地の都道府県の公害審査会は公害調停を担当しますが、重大な事件、広域にわたる事件及び県際事件は、中央機関である公害等調整委員会が直接審理することとされています。住民に身近な市町村が公害に関する苦情処理を担当することとしているのは、奉行所裁判において、村役人・町役人が当事者間で調停が成立するよう尽力する体制と同じといえます。明治時代に創設された大

審院も、江戸奉行所裁判と同様に、重大な事件は最終審である大審院が第1審として直接審理する仕組みでした。有名な大津事件は、大審院が第1審として大津裁判所に出張して、審理を遂げ、判決をした事件です。

公害等調整委員会の中で50年かかって、つい先日、最終解決までこぎ着けた瀬戸内海豊島の産廃事件なども、その仕組みに基づいたものです。豊島の産廃事件は、なぜ公害等調整委員会が取り上げたのかというと、産廃業者がいろんな県からやってきて物を捨てていく。重大事件で、かつ、広域にわたる事件だったからです。あの事件は、最終的解決までに50年という長い年月がかかりましたが、公害等調整委員会での調停によって、今は豊島が芸術の盛んな緑豊かな島になっているのです。

キ 公正解決の目標

公害等調整委員会が行う審理の原則は、当事者双方の主張の要点を把握した上で、事件の公正な解決の観点から解決策を追求することです。江戸奉行所裁判では、民事訴訟の審理の中で犯罪として処罰すべき事実が出てきたときは、奉行は、職権で刑事手続に移行させることができる仕組みが採られていました。当事者の申立ての範囲内で、それが正当か、一部正当か、全部が認められないかを判定する司法手続とは違っていました。民事事件を刑事事件に移行させるのは江戸奉行所裁判に特有のことですが、当事者双方の主張の要点を把握した上で、その主張に縛られて判断するのではなく、事件の公正な解決の観点から解決策を追求するという公害等調整委員会の審理の在り様は、江戸時代の奉行所裁判に起源を持つものといえます。

5 欧米諸国の ADR との対比

(1) アメリカでの弁護士会調停の経験

公害等調整委員会の存在や手続が世界に例を見ないものであることをお示しするために、欧米諸国の ADR の実情についてお話しします。

私は、今から 30 年あまり前の判事補時代に 1 年間アメリカに出張してアメリカの裁判官の下で研修を受けたことがあります。そこでアメリカの職権調停を経験しました。学校のトイレでの不同意性交の損害賠償事件です。裁判官は、調停に付する決定をすると、自らが調停を主催するのではなく、弁護士会の調停に委ねます。調停に当たったのは、原告側・被告側・中立の 3 人の弁護士です。調停委員は、双方当事人から事情を聴取して審理を終わります。その後、原告側委員は原告側の立場から調停案を出し、被告側調停委員は被告の立場から調停案を出します。中立委員は双方委員の意見を聞いて、中立の立場から調停案をまとめ、それを双方当事人に郵送します。それを双方が受諾すれば調停が成立します。どちらかが受諾しなければ訴訟に戻ります。双方当事人に対して、これこれの事情があるからこの程度譲歩してはどうかというような説得はしません。ただし、調停案より一定程度以上有利な判決が得られないときは、

弁護士費用を含む相手方の訴訟費用を負担する義務を負います。ある意味、これはアメリカにおいて考えられている理想的な調停の姿だと思います。

(2) 調停に関する国際シンポジウムでの経験

5 年ほど前に台湾司法院（台湾最高裁）が主催する調停制度に関する国際シンポジウムに呼ばれ、基調講演を行ったことがあります。講演後、台湾の裁判官から質問の手が上がりました。「調停前に仮差押えをしないという理由がよくわからない」との質問でした。我が国では、調停前に仮差押えをする弁護士はいません。

「話し合う前に仮差押えをすれば、真摯(しんし)な話し合いをする意思がないと受け取られて調停が成立しないからです」と説明したところ、会場から次々に手が上がりました。「仮差押えをしておかなければ譲歩が得られないではないか」というのです。

アメリカでこれと似たような経験をしたという弁護士の話を聞きました。その弁護士がアメリカのロースクールで、教授から優れた和解の手法の講義を受けた際に、「まず一発殴りなさ



【講演録】

い。その上で、もう一発殴られたいのかと言って、和解の協議をするのが基本だ」と教わったそうです。最初に重要な標的に爆撃を加えて、その後で和平の協議をするというやり方は、最近も多くの人が見てきたと思います。調停機関や判断機関は公平無私で、双方当事者から離れ

た立場で淡々と手続を進めていきますが、その分、当事者は、相手方に対して先制攻撃を加え、優位な立場で相手方に譲歩を迫ろうとするのです。調停・和解の姿勢においても、このような大きな違いがあります。

< 主要参考文献 >

- 稲葉光彦『窮民救助制度の研究 一帝国議会開設以前史一』（慶應義塾大学出版会、1994年）
- 園尾隆司『民事訴訟・執行・破産の近現代史』（弘文堂、2010年）
- 園尾隆司「優先主義・平等主義法制の歴史と将来展望～ローマ法を起源とする優先主義と対比した我が国平等主義の位置づけ」（金融財政事情研究会、金融法務事情1996号（26頁）、2014年）
- 園尾隆司『民事調停 世界に例のない制度がどのようにして形成されたのか』（金融財政事情研究会、2025年）
- 上野透＝池田千恵「米国のADR（特に公害・環境分野）について」（公害等調整委員会、機関誌「ちょうせい」第43号、平成17年）
- 公害等調整委員会事務局編『公害等調整委員会50年史』（公害等調整委員会、令和4年）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000829083.pdf



後編は次号の機関誌「ちょうせい」第126号（令和8年8月）に掲載を予定しています。

公害苦情相談アドバイザー紹介

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、都道府県や市町村（特別区を含む。）の公害苦情の処理を担当している職員（公害苦情処理担当職員）に対して、知見や経験をもとに的確な助言を行うことを目的として、長年、公害苦情処理業務に従事されてきた方々に、公害苦情相談アドバイザーを委嘱しています。

公害苦情相談アドバイザーは、公害等調整委員会が主催する公害苦情相談員等ブロック会議や各都道府県が主催する管内市町村の公害苦情処理担当職員研修会等において、講演やアドバイス等を行っております。

今後とも、公害苦情処理担当職員研修会等を主催する地方公共団体のご要望等も踏まえ、公害等調整委員会で調整の上、アドバイザーの派遣に応じてまいりたいと思っておりますので、ご要望がありましたら、当委員会事務局（下記のお問合せ先）までご連絡ください。

氏名	職名	主な専門分野
いなば ちあき 稲葉 千晶	盛岡市上下水道局浄水課水質管理センター 主査	水質汚濁、土壌汚染、悪臭
うえの くにお 上野 邦夫	板橋区資源環境部環境政策課課長補佐	公害苦情相談窓口対応
おおいし かずひろ 大石 一裕	元大阪市環境局技術監	大気汚染、水質汚濁
まつしま みつぐ 松島 貢	(公社)日本騒音制御工学会事務局 (元千葉市環境局環境情報センター所長)	騒音、振動
むかさ こうじ 向笠 晃司	我孫子市環境経済部生活衛生課主査 (元我孫子市環境経済部手賀沼課課長補佐)	騒音
よこしま しげのり 横島 潤紀	神奈川県環境科学センター調査研究部主任 研究員	騒音、振動

令和8年4月22日現在

<お問合せ先>

公害等調整委員会事務局総務課指導連絡係

Tel : 03-3581-9956

Mail : shidou@soumu.go.jp



生活環境に関する苦情相談との向き合い方について

福島県白河市市民生活部地域生活課生活衛生係主任主査

すずき としひろ
鈴木 俊広

白河市は、那須連峰を望む福島県の南部中央に位置し、人口は約 5.5 万人、市の中心部から県庁所在地の福島市まで約 90km、東京都心まで約 185km の距離にあります。

市内には、阿武隈川、社川、隈戸川をはじめとする多くの河川が縦横に流れ、これらの流域には、優良農地が広がり豊かな田園風景を形成しています。また、市の中心部では、阿武隈川に沿って東西にコンパクトな市街地が広がっています。

交通面では、都心まで約 1 時間 30 分で結ぶ東北新幹線をはじめ、東北自動車道、車で 30 分の距離にある福島空港などの高速交通体系に恵まれ、さらには JR 東北本線、幹線道路である国道 4 号、国道 289 号及び国道 294 号などにより、首都圏や周辺地域とのアクセスや広域的な交通の利便性に富んでいます。

歴史をみると、本市には古代より歌枕として名高い「白河関跡」をはじめ、大河ドラマ「べらぼう」にも登場した白河藩主松平定信が「士民共楽」の地として築造した日本最古の公園といわれる「南湖公園」、南北朝期に結城親朝により築かれたのがはじまりとされる日本百名城の 1 つ「小峰城」など、豊かな歴史的、文化的遺産が現代へ受け継がれています。

本市では令和 7 年度まで環境保全課が環境行政を担っておりましたが、組織改編により令和

8 年度からは地域生活課において所管しております。地域生活課は地域生活支援係と生活衛生係の 2 係で構成されており、生活環境に関する苦情対応については生活衛生係の職員 4 名で対応しています。また、騒音や振動に関する公害苦情に関する相談は新設された防災環境課で対応しております。

近年の苦情件数は年間約 200 件程度で推移しており、内容は、隣地や裏山の草木の繁茂や越境に関する苦情が最も多く、次いで犬猫の糞尿被害、集積所におけるごみの散乱や不法投棄が続き、これらで全体の約 9 割を占めています。その他には騒音や振動に関する相談も寄せられています。

中でも草木の繁茂や越境に関する苦情については、土地の所有者を調査し、適正な管理を促す通知文を送付するなどしていますが、これらの問題は基本的に当事者間の問題であり、市が法的に強制力をもって対応することはできません。そのため、相談者には「民民の問題であること」や「市からの通知には強制力がないこと」を丁寧に説明しています。

しかし、中には「行政が間に入れば強く指導してもらえる」「市が代わりに解決してくれる」といった期待を持って相談される方も少なくありません。そのため、市ができることと相談者の期待との間にギャップが生じ、納得を得るこ

とに苦慮する場面が多くあります。また、所有者に通知を送付しても対応がなされないケースや、相続放棄により管理者が不在となっているケース、あるいは所有法人がすでに解散しているといった事例もあり、結果として同一の相談者から繰り返し相談が寄せられることも多々あります。

当機関誌において、「行政が相談者と発生源側の間に立つ仲介的な役割を求められることが多い」と寄稿されている自治体様がおりましたが、本市においてもまさに同様の状況が見られます。特に騒音苦情においては、事業者が法令上の基準を満たして操業しているケースが多く、行政としては指導ではなく配慮依頼にとどまる場合がほとんどです。

私自身は令和6年度に当時の環境保全課に配属されました。当初より苦情相談が多い部署であると聞いており、自分に適切な対応ができるのか大きな不安を感じていました。当時の私は「住民から寄せられた苦情は行政として必ず解決しなければならないもの」と捉えており、対応のたびに「なぜ解決できないのか」と、無力感を覚えることさえありました。

しかし、当時の上司から「すべての苦情に対して行政が直接的に解決を図ることには限界があり、行政の役割は必ずしも問題を“解決すること”だけではない」とのアドバイスを受け、制度や権限の範囲内で市としてどこまで対応できるのかを見極めるとともに、相談者と発生源側の双方に対して適切な情報提供や配慮を促すなど状況改善のきっかけづくりを行い、当事者間で納得できる妥協点を見つけ出せるように導くことが、行政の果たすべき役割の一つであるのではと考えるようになりました。

また、弁護士などの専門家への相談や、法務局で相手方を調査したうえで当事者同士が直接

連絡を取り合う方法など、代替的な解決手段を提示することも、自治体の重要な役割であると認識するようになりました。

もちろん、納得が得られず、議論が平行線のまま解決に至らない事例も少なくありません。一方で、粘り強く説明や代替案の提示を続けることで理解を得られたケースや、弁護士への相談へとつながったケースもあります。

このような中、とても印象に残っている事例があります。自宅裏地の草木の越境に悩み、繰り返し苦情を寄せていた方がいました。当初は市による直接的な解決を強く求められており、市による対応が困難であるとの説明に憤慨されていました。私自身も何度もかかってくる電話や窓口対応に苦慮していました。

そこで、市から相手方へ送付する通知文に相談者の連絡先を記載し、当事者間で直接連絡を取り合う方法を提案しました。その結果、双方が連絡を取り合うことができ、問題の解決に至りました。後日、「解決できました。長い間相談にのっていただきありがとうございました」との電話をいただき、安堵するとともに大きなやりがいを感じました。

公害や生活環境に関する苦情対応においては、明確な「正解」や「最善策」が存在しないことも多く、個々の事案に応じた柔軟な対応が求められます。今後も、住民の不安や不満に寄り添いながら、行政として果たすべき役割を見極め、よりよい対応の在り方について模索していきたいと考えています。



国指定史跡・名勝「南湖公園」

がんばっています

環境行政における「公平・公正」な解決とは ～水質汚濁事故対応から学んだ行政の役割～

佐賀県武雄市まちづくり部生活環境課環境係長

はら こうじ
原 幸司



武雄市は、佐賀県の西部にある人口約4万6千人のまちで、2006年（平成18年）3月1日に旧武雄市・山内町・北方町の1市2町が合併し誕生しました。市域の大部分が山地で、佐賀県内を横断する松浦川と六角川の源流を持ち、武雄盆地内を武雄川・高橋川などの小流が六角川に注いでいます。市内には御船山、黒髪山などがあり、雄大な山々と豊かな自然に囲まれています。古くから温泉とやきものが有名な土地であり、巨木の里としても広く知られています。

交通の利便性に優れ、国道の分岐点や高速道路のインターチェンジを備えた交通の要衝であり、福岡市や佐世保市へは車で1時間圏内という好立地にあります。さらに、2022年9月の西九州新幹線の開業により、鉄道でも福岡（博多）まで約60分、長崎まで最速23分で結ばれ、「西九州のハブ都市」として歩んでいます。



御船山

そんな豊かな自然に恵まれた武雄市ですが、近年はさまざまな環境問題が発生しています。今回は、市内で発生した「水質汚濁事故」への対応とその経緯についてご紹介いたします。

事端は、市内事業所（以下、A事業所）に隣接する水路で油の浮遊が確認されたことでした。これを受け、当課及び河川事務所（国）が保有するオイルフェンスを即座に設置し、下流への拡散防止を図りました。

A事業所は業務で油を取り扱っていたものの、設備からの漏洩形跡はなく、油の成分も同社のものとは異なっていました。しかし、オイルフェンス設置後も油の流入が止まらず、近隣河川への流出が懸念される状況が続きました。そのため、河川事務所や保健福祉事務所（県）、地元消防署と対策協議を重ねつつ、A事業所との折衝を継続しました。

その後、A事業所の敷地内を掘削したところ、土中から油分を含んだ水が湧出しているのを発見。さらに調査を進めた結果、埋設されていたコンクリート管が特定されました。この管からの漏洩が確認されたことで、今回の事故の直接的な原因であると推測するに至りました。

なお、A事業所の土地・建物は他者から取得したものであり、同事業所もコンクリート管の存在は把握していませんでした。管の撤去は物理的に困難であったため、同事業所は管内の汚泥吸引、ポンプアップによる油水分離を行い、油分については処理を実施されました。A事業所の迅速な対応によって油の流出は止まり、事態は解決に向かったと胸をなでおろしましたが、

その後同事業所より市に対し、費用負担に関する要望書が提出されました。

その内容は、「本件は設置時期や目的、設置者すら不明なコンクリート管に起因するものであり、自社が対策費用を負担する正当性は低い。今回の対応はあくまで地域住民の不安解消を優先して実施したものであるため、市においても費用の一部を負担してほしい」という趣旨のものでした。

市としては、原因となった管が同事業所の敷地内に埋設されている以上、土地所有者である事業者が対応すべきものと判断していたため、この要望は予期せぬものでした。そのため要望書を受理後、顧問弁護士と協議を行い、以下の見解を記した回答書をA事業所へ交付しました。「当該コンクリート管は市が所有・管理する施設ではない。土地の定着物である本管は、土地所有権の移転に伴い現所有者であるA事業所に帰属したものと考えられる。同事業所は土地所有者として、本管を含めた敷地全体を適正に管理する義務を負っており、今回の対策工事はその義務の一環である。したがって、要した費用は所有者であるA事業所が負担すべきものである」これに対し、A事業所からは「法律上の理屈は理解できるが、多額の負担が生じている。全額とは言わないので相談に乗ってほしい」との再要望がありました。議論が感情的な側面へ移行したものの、市は相手方の心情に配慮を示しつつ、法的な原則に基づき妥当性を粘り強く説明しました。最終的には、A事業所側からも理解を得るに至りました。

以上が今回の事故の顛末となりますが、環境行政に携わる中では、今回のような公害や各種苦情に対応するため、正確な法令知識を備えておくことが不可欠です。相談者や原因者との対話において、最終的には法的な判断が求められ

るケースが多々あります。日頃から知識の習得に努めていますが、自身の勉強不足を痛感することも少なくありません。

また、法的な裏付けがある場合でも、相手方との対話は欠かせません。市職員としてコミュニケーション能力を高めることも、知識の習得と同様に重要です。たとえ法的な根拠に基づいた正論であっても、頭ごなしに押し付けてしまえば反感を買い、解決から遠のいてしまいます。まずは相手の主張に耳を傾け、市としての考えを丁寧に説明することで、円満な解決を図る努力が必要です。法的な主張はあくまで、対話を尽くした後の「最終的な裏付け」であると考えています。

困難な苦情対応に直面し、職員として苦慮する場面も多くあります。しかし、そうした時こそ一人で抱え込まず、上司や同僚と相談し、組織として対応することで道が開けることもあります。一人で思考を巡らせると固定観念に陥りがちですが、周囲の意見を仰ぐことで、新たな解決策が見えてくるものです。そのためにも、日頃から職場内でのコミュニケーションを深め、風通しの良い組織づくりに努めることが、より良い住民サービスや問題解決に繋がると確信しています。

今回のケースでは、A事業所と粘り強く協議を重ねた結果、最終的には市の判断をご理解いただき、要望を断念していただくことができました。同事業所の主張に共感できる点もありましたが、情に流されず、法的な観点に基づき毅然とした対応を貫いたことが、公平・公正な問題解決に繋がったと考えています。

この教訓を胸に、法を遵守する厳格さと、住民に寄り添う柔軟さを兼ね備えた市職員を目指し、これからも精進してまいります。

公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局

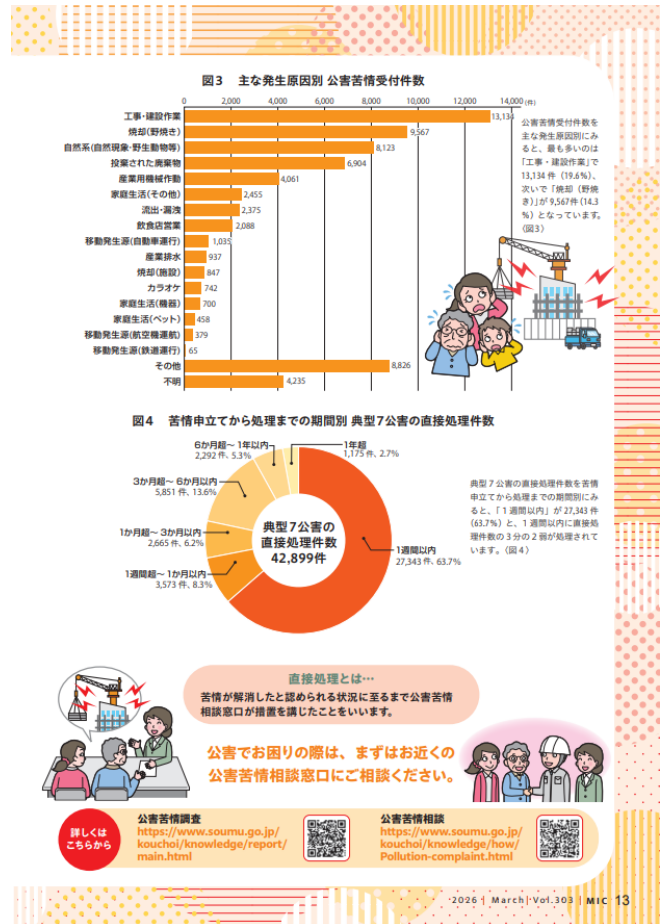
公害等調整委員会では、公害でお困りの方が必要なときに必要な情報に接することができ、公害紛争処理制度を利用していただけるよう、様々な広報を実施しています。

今回は、総務省が発行する広報誌への情報掲載やこども霞が関見学デー等についてご紹介します。

1 総務省が発行する広報誌への情報掲載について

公害でお困りのときは、市町村等の公害苦情相談窓口にご相談することができます。公害等調整委員会では、市町村等が受付・処理した公害苦情相談について、毎年度調査を実施しています。

広報誌「総務省」令和8年3月号に、令和6年度公害苦情調査結果の概要を掲載しました。相談受付件数の推移や主な発生源別の受付件数などを掲載しています。ぜひご覧ください。



MIC NEWS
01

公害苦情の受付件数は4年連続で減少

～令和6年度公害苦情調査結果概要～

お近くの市町村などに設置されている公害苦情相談窓口では、騒音や悪臭などの公害でお困りの方のご相談を受け付け、簡単な手続きによる解決を図っています。公害等調整委員会事務局では、公害苦情相談窓口が受け付けた公害苦情の受付・処理状況などについて、毎年度調査を行っています。[令和6年度公害苦情調査結果]の概要は、以下のとおりです。

公害苦情の受付状況

図1 全国の公害苦情受付件数の推移

令和6年度の公害苦情受付件数は66,931件で、前年度に比べ2,222件の減少(前年度比▲3.2%)となっています。(図1)

図2 典型7公害の種類別 公害苦情受付件数の推移

典型7公害の公害苦情受付件数は47,622件で、公害の種類別みると、「騒音」が18,811件(39.5%)、「大気汚染」が12,630件(26.5%)、「悪臭」が9,156件(19.2%)となっており、この上位3つの公害で全体の8割以上を占めています。(図2)

典型7公害とは...

(1) 大気汚染、(2) 水質汚濁、(3) 土壌汚染、(4) 騒音、(5) 振動、(6) 地盤沈下、(7) 悪臭を指します。

詳しくはこちらから
公害苦情調査 <https://www.soumu.go.jp/kouchou/knowledge/report/main.html>

公害苦情相談 <https://www.soumu.go.jp/kouchou/knowledge/how/pollution-complaint.html>

2026 | March | Vol.303 | MIC 13

広報誌「総務省」令和8年3月号は以下のURL・QRコードからご覧いただけます。

https://www.soumu.go.jp/menu_news/kouhoushi/koho/2603.html



「令和6年度公害苦情調査」の詳細は以下のURL・QRコードからご覧いただけます。

https://www.soumu.go.jp/kouchou/knowledge/report/kujyou-r6_index.html

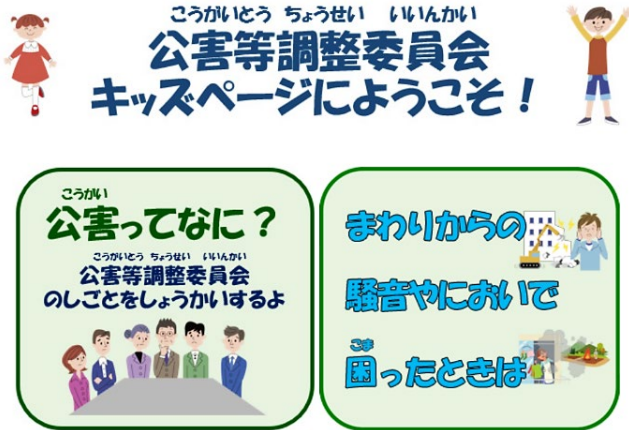


2 こども霞が関見学デーの実施について

公害等調整委員会では、令和8年7月29日（水）・30日（木）に「こども霞が関見学デー」のイベントを開催します。

「音」に関するプログラムを開催する予定です。開催場所やプログラム内容などの詳細については、決まり次第、公害等調整委員会の子供向け特設サイト「公害等調整委員会キッズページによるこそ！」や公式X（旧 Twitter）アカウントにてお知らせします。

公害等調整委員会(こうがいとうちょうせいいいんかい)キッズページによるこそ！



“音の体験”や“工作”など、小学生・中学生はもちろん、就学前のお子さまも楽しめる内容を企画中です！多くの皆様のご来場をお待ちしております。

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/kids.html>



「こども霞が関見学デー」は、各府省庁等が連携し、所管の業務説明や関連業務の展示等を行うことにより、夏休み期間中に子供たちに広く社会を知ってもらうこと、政府の施策に対する理解を深めてもらうこと、体験活動への参加を通じて親子の触れ合いを深めてもらうことを目的とした取組です。

3 X（旧 Twitter）公式アカウントについて

公害等調整委員会の取組及び公害紛争処理制度に関する情報等を発信することを通じ、制度等に関する理解を深めていただくことを目的とし、令和4年4月に公害等調整委員会の公式Xアカウントを開設してから4年が経ちました。

こちらのアカウントでは、公害紛争処理制度に関する情報のほか、報道資料に関する情報、こども霞が関見学デーに関する情報、また、当誌に関する情報等について発信しております。



ぜひ、フォロー、いいね、リポストをよろしくお願いします。

公害等調整委員会公式 X アカウント

X @MIC_kouchoi

https://x.com/MIC_kouchoi



公害紛争処理制度を知っていただくために

4 公害相談ダイヤルの臨時休業について

公害等調整委員会では、公害に関するトラブルや公害紛争に係る調停や裁定などの申請に関するご相談を受け付けています。

令和8年6月5日(金)、7月29日(水)・30日(木)は臨時休業とさせていただきます。そのほかの日程においても都合により臨時休業する場合があります。

なお、臨時休業日にメールでご連絡をいただいた場合は、翌日以降に順次、対応いたします。何卒、ご容赦ください。

こうちょうい 公調委 公害相談ダイヤル

公害等調整委員会「申請相談担当」

tel: 03-3581-9959

e-mail: kouchoi@soumu.go.jp

※受付時間は、月～金の 10:00～12:00、13:00～17:00 (祝休日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く。)

公害等調整委員会の動き

(令和8年1月～3月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
1月14日	公調委令和6年(セ)第12号事件 小林市における国道からの振動・地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都 (公害等調整委員会)
1月29日	公調委令和7年(セ)第2号事件 飯能市における国道等からの騒音被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都 (公害等調整委員会)
2月13日	公調委令和6年(ゲ)第6号事件 世田谷区における野球場からの騒音被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京都 (公害等調整委員会)
3月10日	公調委令和7年(セ)第6号事件 豊島区における工事現場からの騒音被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都 (公害等調整委員会)
3月23日	公調委令和5年(ゲ)第6号事件 八王子市における換気システム等からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京都 (公害等調整委員会)

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

- 横浜市におけるクリーニング店からの悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

(公調委令和7年(リ)第3号事件)

令和7年10月6日受付

横浜市におけるクリーニング店からの悪臭被害職権調停事件は、神奈川県横浜市の住民1人

公害等調整委員会の動き

が、クリーニング店経営者を相手方(被申請人)として、被申請人が申請人宅の南側にクリーニング業を営むために化石燃料を焚くボイラーを設置し、稼働させ、排気ガスによる悪臭を発生させたことにより、申請人は、長きにわたり日常生活において悪臭による苦痛を与えられ、コロナ禍では必要な換気ができず、エアコンのための電気代もかさんだとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金 33 万円の支払いをもとめた事件について、職権で調停に付し(令和 6 年(調)第 4 号事件)、令和 6 年 7 月 9 日、調停が成立した事件です。

令和 7 年 10 月 6 日、前記調停事件の申請人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

○ 常滑市における工場からの大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・悪臭による財産被害・健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和 8 年(ゲ)第 1 号事件)

令和 8 年 1 月 8 日受付

本件は、申請人宅の汚損、申請人の所有する車の変色、植物の枯損などの財産被害及び申請人に生じた吐き気や下痢、片頭痛などの健康被害は、被申請人が工場から発生させた粉じん・騒音・悪臭等によるものである、との裁定を求めるものです。

○ 阿波市における工場からの騒音による健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

(公調委令和 8 年(リ)第 1 号事件)

令和 8 年 1 月 30 日受付

阿波市における工場からの騒音による健康被害職権調停事件は、徳島県阿波市の住民 4 人が、建設会社を相手方(被申請人)として、被申請人が申請人ら宅西側にて操業する工場(以下「本件工場」という。)内で、集塵機、パネルソー、釘打ち機及びハンマーの機械(以下「本件機械」という。)を稼働させて、騒音を発生させたことにより、申請人らは、毎日長時間にわたり本件機械や作業に伴う騒音にさらされ体調不良となり、本件工場操業終了後もストレスにより夜に眠れない状態が続いているなどとして、被申請人に対し、損害賠償を求めた事件について、職権で調停に付し(令和 7 年(調)第 9 号事件)、令和 7 年 12 月 4 日、調停が成立した事件です。

令和 8 年 1 月 30 日、前記調停事件の申請人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

○ 守山市におけるマンホールからの振動による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和 8 年(ゲ)第 3 号事件)

令和 8 年 2 月 3 日受付

本件は、被申請人らに生じた頭痛、睡眠障害、メニエル病などの健康被害は、申請人が設置したマンホール上をトラック等の大型車両が通過する際に発生する振動によるものとは認められない、との裁定を求めるものです。

○ 高山市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和 8 年(ゲ)第 4 号事件)

令和 8 年 3 月 2 日受付

本件は、申請人宅において、生活音でない騒音により安心・平穏な生活を脅かされ、精神的

に張り詰めた状態で焦燥感を感じながら生活しなければならないのは、防音の不十分な被申請人工場が防音意識の低い状態で突発的・断続的な騒音を恒常的に発生させているためである、との裁定を求めるものです。

○ 綾瀬市における建設工事に伴う粉じん・振動による財産被害責任裁定申請事件

(公調委令和8年(セ)第1号事件)

令和8年3月30日

本件は、被申請人らが、本件建設工事で申請人本社兼工場全体にコンクリート混じりの粉じんを飛散させたことにより、車両や空調室外機等に付着したコンクリートを除去する必要等が生じたほか、その杭工事で大きな振動を発生させたことにより、申請人の機械に一齐に異常が生じ、新品に買い替えざるを得なくなったなどとして、被申請人らに対し、財産的損害相当額である8億9213万7750円を連帯して支払うことを求めるものです。

終結事件の概要

○ 名古屋市における小売店舗からの低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第13号事件・令和7年(調)第8号事件)

① 事件の概要

令和5年12月27日、愛知県名古屋市の住民1人から、隣接するスーパーマーケット経営会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。本件は、申請人に生じた低周波音の圧迫感等による不眠症、ストレス性胃炎、体重減少等の健康被害は、被申請人が経営する店舗の屋上にある室外機から低周波音を発生させたことによるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する店舗の室外機から発生させた低周波音と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任し、2回の審問期日を開催するなど、手続きを進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和7年10月10日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び第42条の33の規定により職権で調停に付し(公調委令和7年(調)第8号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日、第1回調停期日を開催し、その後1回の審問期日を開催したほか、令和8年1月21日、第4回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請は取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 小林市における国道からの振動・地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件

(公調委令和6年(セ)第12号事件)

① 事件の概要

令和6年8月19日、宮崎県小林市の住民1人(申請人)から、宮崎県を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

公害等調整委員会の動き

申請の内容は以下のとおりです。本件は、宮崎県が管理する国道を通行する大型車両の振動により、申請人宅の地盤が傾き、申請人宅基礎部分に亀裂が入り、申請人宅の地盤沈下した側の支柱がくの字に曲がり始めるといった被害及び振動による不安や精神的苦痛を受けたとして、被申請人に対し、建物補修費用及び慰謝料として損害賠償金 1070 万円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が管理する国道を通行する大型車両の振動と申請人宅の地盤沈下等の被害及び申請人に生じた不安や精神的苦痛との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査を実施するとともに、1 回の審問期日を開催するなど、手続きを進めた結果、令和 8 年 2 月 4 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終了しました。

○ 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和 8 年 (ゲ) 第 2 号事件)

① 事件の概要

令和 8 年 1 月 8 日、山口県周南市の住民 1 人から、隣接する工場の操業者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた長期間の睡眠不足、睡眠不足から生じる不規則な生活とストレス、不快な音を聴いたことによるストレス等から生じる肝機能障害・腎機能障害等の健康被害は、被申請人が操業する工

場からの騒音による安眠妨害によるものである、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続きを進めた結果、原因裁定をすることは相当でないと認められることから、令和 8 年 2 月 10 日、公害紛争処理法第 42 条の 27 第 2 項で準用する第 42 条の 12 第 2 項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終了しました。

○ 横浜市における飲食店からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和 5 年 (ゲ) 第 12 号事件)

① 事件の概要

令和 5 年 12 月 4 日、東京都大田区の住民 1 人(飲食店経営者)から、神奈川県横浜市の飲食店経営者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。横浜市内で飲食店を営む申請人に生じた吐き気、喉及び肺の痛み、咳の症状等の健康被害は、被申請人が営む飲食店から排出、拡散される悪臭及び排気に含まれる有害物質によるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が営む飲食店から発生させている悪臭及び排気に含まれる有害物質と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、委託調査、現地調査等を実施するなど、手続きを進めた結果、令和 8 年 2 月 2 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項及び第 42 条の 33 の規定により職権で調停

に付し（公調委令和8年（調）第2号）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年2月24日、第1回調停期日を開催し、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了しました。

○ 町田市におけるレンタルスタジオからの低周波音及び振動による健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和5年（セ）第7号事件・令和7年（調）第7号事件）

① 事件の概要

令和5年7月18日、東京都町田市の住民2人から、隣接するレンタルスタジオ経営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が、レンタルスタジオを運営し、人の身体に悪影響を与える程度の低周波音及び振動を発生させるような教室等を開催する団体に上記レンタルスタジオを利用させたことにより、その低周波音及び振動が申請人ら宅内に伝わり、申請人らは多大な精神的・身体的苦痛を被ったとして、被申請人に対し、損害賠償金合計660万円等の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、申請人に生じた健康被害と、被申請人が経営するレンタルスタジオから発生する低周波音及び振動との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続きを

進めた結果、本件は当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和7年8月7日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定による職権で調停に付し（公調委令和7年（調）第7号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。その後、5回の調停期日を開催しましたが、当事者の主張や隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、令和8年1月16日、調停を打ち切り、同年3月9日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終了しました。

○ 豊島区における工事現場からの騒音被害責任裁定申請事件

（公調委令和7年（セ）第6号事件・令和8年（調）第3号事件）

① 事件の概要

令和7年6月25日、東京都豊島区の住民1人から、マンション管理会社、建設会社を相手方（被申請人）

として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。本件は、被申請人らが、マンション大規模修繕工事を行い、著しい騒音を継続的に発生させたことなどにより、申請人は平穏な生活が脅かされ、心身の安静を保つために一時的な避難を余儀なくされ、昼間の休息や睡眠が妨げられるなど日常生活に支障をきたし、上記の状況に起因すると考えられる頭痛や慢性的な疲労感に悩まされたことや、被申請人らが虚偽の説明を行うなど不誠実な対応に終始したため、騒音被害の証拠収集、被申請人ら及び関係行政機関との交渉等に多大な時間と精神的労力を余儀なくされたことなどにより、心身ともに疲弊し、日常生活にさらなる支

公害等調整委員会の動き

障をきたしたとして、被申請人らに対し、慰謝料等として損害賠償金 55 万円を連帯して支払うことを求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和 8 年 2 月 6 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付し（公調委令和 8 年（調）第 3 号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年 3 月 10 日、第 1 回審問期日及び第 1 回調停期日を開催し、同調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 西宮市における高速道路等からの騒音・振動・低周波音・大気汚染による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委令和 4 年（セ）第 4 号事件・令和 7 年（調）第 10 号事件）

① 事件の概要

令和 4 年 7 月 14 日、兵庫県西宮市の住民 12 人から、国（代表者国土交通大臣）及び高速道路会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。本件は、被申請人らが、道路管理者の立場にありながら、国道及び高速道路の供用、竣工以来一日中車を走行させ、騒音、振動、低周波音及び大気汚染（NO₂、SPM、PM2.5 及び降下煤塵による大気汚染）を発生させたことにより、申請人らに、喉の痛みや不眠等の健康被害及び自宅の汚れ、

ひび割れ等の財産被害が生じたとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計 337 万 7818 円を連帯して支払うことを求めたものです（その後、請求金額は 376 万 1124 円（令和 7 年 3 月末時点）に変更）。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人らが管理する国道及び高速道路から発生する騒音、低周波音、振動及び大気汚染と申請人らに生じた精神的・身体的被害及び財産被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 2 人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、2 回の現地審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和 7 年 12 月 3 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項の規定により職権で調停に付し（公調委令和 7 年（調）第 10 号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日、第 1 回の調停期日を開催し、令和 8 年 3 月 30 日、第 3 回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

都道府県公害審査会の動き

(令和7年8月～令和8年3月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
東京都 令和7年(調)第3号	ドラッグストア室外機からの騒音低減請求事件	R7.8.28
神奈川県 令和7年(調)第5号	近隣店舗からの悪臭被害防止請求事件	R7.12.15
神奈川県 令和7年(調)第6号	マンション内の騒音被害防止請求事件	R7.12.25
香川県 令和8年(調)第1号	隣家からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	R8.1.5
山形県 令和8年(調)第1号	近隣マンションからの低周波音被害防止請求事件	R8.2.12
滋賀県 令和8年(調)第1号	醸造所からの大気汚染被害防止及び損害賠償請求事件	R8.2.25
宮崎県 令和8年(調)第1号	体育館からの騒音被害防止請求事件	R8.3.5
香川県 令和8年(調)第2号	近隣施設からの騒音等公害防止及び損害賠償請求事件	R8.3.12
神奈川県 令和8年(調)第1号	近隣マンション建設工事からの騒音等被害損害賠償請求事件	R8.3.16
島根県 令和8年(調)第1号	ガソリンスタンドからの悪臭被害防止請求事件	R8.3.17
埼玉県 令和8年(調)第1号	建物解体工事に伴う振動等損害賠償請求事件	R8.3.18

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
大阪府 令和4年（調） 第8号 [エアコン室外 機騒音被害防止 請求事件]	大阪府 住民1人	大阪府 住民2人	令和4年11月8日受付 (1)被申請人らは、騒音につ いて敷地境界線上において 環境省の定める騒音に係る 環境基準内にとどまるよう にしなければならない。 (2)被申請人らは、室外機2 台を移設しなければならない。 (3)被申請人らは、上記措置 を行わない場合、室外機2 台を撤去しなければならない。 (4)被申請人らは、申請人に 対し、室外機2台の移設又 は撤去に至るまで、令和3 年11月12日以降、1日あた り金3,000円を支払わなけれ ばならない。	令和7年9月18日 調停打ち切り 調停委員会は、10回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、被 申請人側が以降の期 日に出席しないとい う意思表示をしてい ることなど、当事者 双方の意見に歩み寄 りが見られず、当事 者間に合意が成立す る見込みがないと判 断し調停を打ち切り、 本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
千葉県 令和7年（調） 第2号 [車両からの排 ガス被害防止請 求事件]	千葉県 住民3人	美術教室	令和7年4月9日受付 (1) 関係車両（生徒の送 迎車、従業員の通勤車）に 係る駐車場所及び駐車向き の変更、アイドリングスト ップ励行 (2) 駐車場所と申請人宅 を完全に隔てる壁等の設置	令和7年7月15日 調停打ち切り 調停委員会は、1回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し調停 を打ち切り、本件は終 結した。
富山県 令和7年（調） 第1号 [屋外遊技場か らの騒音被害防 止請求事件]	富山県 住民1人	屋外遊技 場運営者	令和7年2月6日受付 被申請人は、運営する屋外 遊技場について、防音壁を 設置して騒音を低減するこ と。	令和8年1月22日 調停打ち切り 調停委員会は、2回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、測 定の結果を受けても 当事者双方の意見に 歩み寄りが見られ ず、当事者間に合意 が成立する見込みが ないと判断し調停を 打ち切り、本件は終結 した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>熊本県 令和7年（調） 第1号</p> <p>[工場からの悪臭被害防止及び損害賠償請求事件]</p>	<p>熊本県 住民1人</p>	<p>食品製造 会社</p>	<p>令和7年1月20日受付</p> <p>被申請人が操業する工場の排水処理施設の異臭根絶及び、長期にわたる異臭、申請人宅及び車内の付臭に伴い、損害賠償金100万円の支払等を求める。</p>	<p>令和8年1月23日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進め、申請人の考えを踏まえ、調停委員会が被申請人に申請人の請求事項等を受け入れられるかを確認したところ、応じられないとの回答があったため、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>埼玉県 令和7年（調） 第2号</p> <p>[隣家からの悪臭被害防止請求事件]</p>	<p>埼玉県 住民1人</p>	<p>埼玉県 住民1人</p>	<p>令和7年8月28日受付</p> <p>被申請人は、悪臭被害の原因を特定する調査に協力し、悪臭の発生源が被申請人宅であった場合には、当該悪臭の被害を解消させるための対策をしなければならない、との調停を求める。</p>	<p>令和8年1月26日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、被申請人は既に可能な対策を行っておりこれ以上の対策はできないと主張したため、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
群馬県 令和6年（調） 第1号 [隣地事業場からの騒音等被害防止請求事件]	群馬県 住民2人	①設備工事会社 ②収集運搬会社	令和6年12月10日受付 被申請人①に対して、建物自体への早急な防音等の対策と使用者への今後の対応をすること。 被申請人②に対して、作業音や振動、異臭により生活に著しく支障が出ているため、作業内容の見直しをすること。	令和8年2月5日 調停成立 調停委員会は4回の期日を開催することにより手続を進め、調停委員会から調停条項を提案したところ、当事者全員の合意により調停が成立した。
沖縄県 令和7年（調） 第1号 [基地からの水質汚濁防止請求事件]	市民団体 3団体	防衛省 外務省 環境省 厚生労働省	令和7年10月27日受付 (1)防衛省、外務省及び環境省に対して、国及び沖縄県等地元自治体による米軍基地内への立入調査の実現を求める。 (2)防衛省に対して、国によるPFAS汚染対策に係る費用の恒常的な負担を求める。 (3)厚生労働省に対して、住民の血液検査及び健康被害が危惧される住民への医療支援措置の実施を求める。	令和8年2月6日 調停申請却下 本申請における加害行為地は公害紛争処理法第50条が調停手続の適用対象から除外する「防衛施設」に当たることから、公害審査会は、不適法な申請であるため申請を却下することと判断し、本件は終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>埼玉県 令和6年（調） 第3号</p> <p>[通信設備の新設工事現場からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件]</p>	<p>埼玉県 住民1人</p>	<p>設備工事 会社 通信サー ビス会社</p>	<p>令和6年11月9日受付</p> <p>(1) 工事内容及び施工方法等についての十分な協議や誠意ある対応。 (2) 受忍限度を超える騒音・振動の発生の禁止。 (3) 施工中の騒音や振動の定期的な測定及び測定結果の公表。 (4) 騒音・振動等に対する謝罪、健康被害に対する補償、慰謝料等の支払い。 (5) 騒音・振動により被害が生じた物件等への補償及び必要な調査の実施。</p>	<p>令和8年2月13日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、被申請人が行った対策に対して申請人が納得せず、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。</p>
<p>神奈川県 令和7年（調） 第3号</p> <p>[隣接マンションからの騒音被害防止請求事件]</p>	<p>神奈川県 住民1人</p>	<p>マンショ ンのオー ナー マンショ ン管理会 社</p>	<p>令和7年9月25日受付</p> <p>被申請人が管理しているマンションに設置の受水槽の増圧ポンプが起動するたびにカーンカーンと音がしてそれが壁に反響し、申請人マンションの1階リビングに響くので、この騒音を生活に支障のない音の低さにするようにしてほしい。</p>	<p>令和8年2月17日 調停取下げ</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進め、被申請人が新たに行った措置に納得したことから、申請人側から調停申請を取下げたため、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
宮崎県 令和7年（調） 第1号 [工事現場からの騒音・振動に係る損害賠償請求事件]	宮崎県 住民1人	宮崎県 (工事発注者)	令和7年7月10日受付 被申請人は申請人に対して損害賠償として金40万円を支払うこと。	令和8年2月18日 調停打ち切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、両者の主張の隔たりが大きく、歩み寄りの意向も見られないことから、当事者間に合意が成立する見込みはないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。
埼玉県 令和6年（調） 第1号 [解体工事現場からの騒音・振動被害防止及び損害賠償請求事件]	埼玉県 住民13人	埼玉県 住民1人	令和6年7月23日受付 被申請人は、解体工事の騒音・振動を減じるとともに、申請人の騒音・振動の被害に対し、慰謝料の支払いを求める。	令和8年2月24日 調停打ち切り 調停委員会は、7回の調停期日の開催等手続を進めたが、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>神奈川県 令和7年（調） 第4号</p> <p>[物流倉庫建設 計画変更等請求 事件]</p>	<p>神奈川県 住民197人</p>	<p>不動産会 社</p>	<p>令和7年10月17日受付</p> <p>(1)被申請人は、物流倉庫建設により生じることが予想される大気汚染・振動・騒音などの影響、交通渋滞、交通事故発生の可能性などを申請人らの許容できる程度まで軽減するよう、物流倉庫の建設計画を変更すること。</p> <p>(2)上記の計画変更に際して、大気汚染、振動、騒音、交通渋滞などに関する環境への影響を調査・予測・評価したデータのすべて（現在の計画のための調査・観測・測定などのデータも含む）を申請人らに開示すること。また、申請書中に開示することを要求する旨記載した事項も同様に申請人らに開示すること。</p> <p>(3)申請人らが被る影響が許容できる程度まで軽減する建設計画を作成するまで、被申請人は建設工事に着手しないこと。</p>	<p>令和8年3月3日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
千葉県 令和7年（調） 第3号 [隣家からの悪臭被害防止及び損害賠償請求事件]	千葉県 住民2人	千葉県 住民1人	令和7年11月20日受付 ①排気ダクトの設置により、排気の流れを北向きに変更すること ②送風設備の製作及び運転に要した費用並びに慰謝料の計490,536円を支払うこと	令和8年3月6日 調停打ち切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。
大阪府 令和6年（調） 第3号 [駐車場騒音・粉じん被害防止請求事件]	大阪府 住民2人	大阪府 住民2人 運輸倉庫 会社2社	令和6年4月5日受付 (1)被申請人らは、午後9時から翌午前6時までの間、被申請人住民ら土地において自動車を使用し、又は第三者をして使用させてはならない。 (2)被申請人らは、午前6時から午前8時までの間50デシベルを超える、午前8時から午後6時までの間55デシベルを超える、午後6時から午後9時までの間50デシベルを超える音量の騒音を申請人ら住所地に侵入させてはならない。 (3)被申請人らは、自動車の	令和8年3月9日 調停成立 調停委員会は10回の期日を開催することにより手続を進め、調停委員会から調停条項を提案したところ、当事者全員の合意により調停が成立した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>排気ガス及び塵埃の流入防止のため、被申請人らは土地上で指定した各点を直線で結んだ範囲において、透過性のない材質で、高さ4メートルのフェンスを設置せよ。</p> <p>(4)被申請人らは、被申請人ら土地に発生する塵埃を申請人ら住所地に侵入させないようにアスファルト舗装工事を行う等の対策を講じなければならない。</p> <p>(5)被申請人らは、申請人ら住所地に属する排水管等を収去して、同土地を引き渡せ。</p> <p>(6)被申請人らは、申請人ら住所地に接する被申請人ら土地の盛り土の崩壊を予防するよう指定の各点を直線で結んだ範囲において、法面防護改良工事を実施する等の対策を講じなければならない。</p>	

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>埼玉県 令和7年（調） 第3号</p> <p>[空調室外機からの騒音等被害防止及び損害賠償請求事件]</p>	<p>埼玉県 住民2人</p>	<p>埼玉県A 市教育委員会 埼玉県A 市</p>	<p>令和7年10月17日受付</p> <p>(1) 被申請人は申請人2人に対し損害賠償金としてそれぞれ350万円を支払わなくてはならない。</p> <p>(2) 被申請人は、室外機35台と換気扇の低周波音を含む騒音について公益社団法人日本騒音制御工学会低周波音分科会などの専門機関に相談して防音壁を設置するなどの防音対策を講じなければならない。</p> <p>(3) 被申請人は低周波音を含む騒音の防音対策を講じて室外機の稼働時間を午前8時から午後5時までとしなければならない。そして稼働時間設定を正確にして深夜稼働しないようにしなければならない。また、低周波音を含む騒音の防音対策を講じて換気扇の稼働時間を午前8時から午後2時までとしなければならない。</p> <p>(4) 今後、室外機設備の交換がある時には、反対側の人家のない場所にするなど設置場所に配慮し、小型の機械で低周波音を含む騒</p>	<p>令和8年3月13日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			<p>音が出ないものにしなければならぬ。</p> <p>(5) 被申請人は(2)(3)の上記措置をすみやかにとらなければならぬ。</p> <p>(6) 将来A市によってはかの施設になったり新しく建物が建てられる時には設置される機械については低周波音を含む騒音が出ないよう地域の環境に配慮されなければならぬ。</p>	
<p>埼玉県 令和7年(調) 第1号</p> <p>[木材加工工場からの大気汚染等被害防止及び損害賠償請求事件]</p>	<p>埼玉県 住民2人</p>	<p>木材製品製造会社</p>	<p>令和7年3月17日受付</p> <p>(1)被申請人は、申請人宅に大気汚染物質及び悪臭を進入させてはならない。</p> <p>(2)上記措置を執らない場合は、被申請人は、半年の猶予期間後、事業施設を移転しなければならない。</p> <p>(3)被申請人は、申請人1人につき500万円を支払う。 (合計1,000万円の損害賠償請求)</p>	<p>令和8年3月16日 調停打切り</p> <p>調停委員会は、被申請人に手続に応じる意思があるか確認するなど手続を進めたが、被申請人が手続に応じないとの意向を示したため当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し調停を打切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>京都府 令和7年（調） 第1号</p> <p>[排水による土 壌汚染のおそれ 公害防止請求事 件]</p>	<p>京都府 住民1人</p>	<p>石材製品 製造会社</p>	<p>令和7年3月7日受付</p> <p>(1)申請人は、被申請人との 間で、地役権設定対価相当 額を決定して、地役権設定 契約を締結する。</p> <p>(2)調停費用は、各自の負担 とする。</p>	<p>令和8年3月16日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、4回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、当 事者間に合意が成立 する見込みがないと 判断し調停を打ち 切り、本件は終結し た。</p>
<p>広島県 令和6年（調） 第1号</p> <p>[自動車部品工 場からの粉じん 被害防止及び損 害賠償請求事 件]</p>	<p>広島県 住民1人</p>	<p>自動車部 品製造会 社</p>	<p>令和6年6月26日受付</p> <p>(1)被申請人の工場の排気フ ァンから排出される粉じん (鉄粉)の対策を速やかに 行うこと。</p> <p>(2)鉄粉による住居被害の損 害賠償。</p>	<p>令和8年3月19日 調停成立</p> <p>調停委員会は2回の 期日を開催すること により手続を進め、 申請のあった調停事 項のうち、(1)につ いて調停委員会から 調停条項を提案した ところ、当事者間の 合意により調停が成 立した。</p> <p>(※)調停事項のう ち、(2)については 令和8年（調）第1 号事件として分離 し、申請人が直ちに 取下げた。</p>

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
神奈川県 令和7年（調） 第5号 [近隣店舗から の悪臭被害防止 請求事件]	茶類小売 業	韓国料理 店	令和7年12月15日受付 被申請人の店舗から発生する独特の調理臭が、申請人の店内及び店頭に漂う状態を止めることを求める。 申請人の要望案としては排気ダクトを被申請人の店舗の建物屋上まで伸長させることで申請人の店頭及び店内に臭気が漂うのを軽減させることを求める。	令和8年3月23日 調停取下げ 調停委員会は被申請人の答弁書の提出を受けるなど手続を進めていたが、申請人側から状況が改善したとして調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和8年3月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

ちょうせい 第125号 令和8年5月

編集 総務省公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

内容等のお問合せ先 総務課広報担当

Tel : 03-3581-9959 (直通)

E-mail : kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に伴う被害なども公害紛争処理の対象になります
紛争を解決するには、まずは相談を

身近にあります、
公害問題解決の窓口



公害苦情相談窓口はこちら

お住まいの市区町村又は都道府県の
公害苦情相談窓口を検索できます。



https://www.soumu.go.jp/kouchoi/complaint/soudan_madoguchi.html

相談窓口で扱われた公害苦情の受付及び処理件数、公害苦情調査結果
報告書として取りまとめています。

詳しくはホームページをご覧ください。

公害苦情調査
結果



<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/main.html>

公害紛争処理制度に関するお問合せはこちら

公調委 公害相談ダイヤル

TEL 03-3581-9959

月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00

(祝休日及び12月29日～1月3日は除く)

e-mail kouchoi@soumu.go.jp

ホームページ <https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html>

X @MIC_kouchoi



公害等調整委員会

検索

